

令和2年6月定例会 特別委員会の記録

災害に強い県づくり特別委員会

委員会は、付議事件1「令和元年東日本台風等からの復旧・復興について」のうち、調査事項(1)「災害対応について」の主要事業等の進捗状況について、執行部から説明を受けるとともに、審議を行った。

付議事件
1 令和元年東日本台風等からの復旧・復興について
2 防災・減災、国土強靱化について
3 上記1及び2に関連する事項
調査事項及び調査内容
<u>1 令和元年東日本台風等からの復旧・復興について</u> (1) <u>災害対策について</u> ① <u>生活の再建</u> ② <u>生業の再建</u> ③ <u>災害復旧</u> ④ <u>災害救助等</u> (2) 災害対応に係る検証について ① 災害対応の検証 2 防災・減災、国土強靱化について (1) 防災・災害対策について ① 防災・災害対策の推進 (2) 災害に強い県土基盤づくりについて ① 災害に強く安全・安心なまちづくりに関すること ② 復興を支える交通基盤の整備

委員長名	満山喜一
委員会開催日	令和2年7月6日(月)
所属委員	[副委員長] 坂本竜太郎 大場秀樹 [理事] 宮本しづえ 椎根健雄 [委員] 西丸武進 宗方保 杉山純一 今井久敏 佐藤政隆 鈴木智 水野透 鈴木優樹



満山喜一委員長

(7月 6日 (月))

宮本しづえ委員

昨年の令和元年東日本台風の被害は、本当に大きかった。被災者生活再建支援法に基づく支援において、現時点での基礎支援金及び加算支援金のそれぞれの申請件数と支給状況について説明願う。

また、基礎支援金は、住宅を再建できていない場合でも基本的には申請ができるが、加算支援金は、住宅再建が完了した後で支給される仕組みであり、住宅の再建状況がある程度判断する上で、基礎支援金と加算支援金の件数を現時点で分けることは可能か。

災害対策課長

5月末時点の集計では、基礎支援金及び加算支援金を合わせた支給世帯数は、3,023世帯である。また、支給金額は、基礎支援金が約18億7,000万円、加算支援金が約12億4,000万円を合わせて31億1,000万円である。

被災者生活再建支援制度の申請については、委員指摘のとおり、基礎支援金を先に行い、住宅再建後に加算支援金を申請する人と、住宅再建後に基礎支援金及び加算支援金を同時に申請をする人など、申請の形態が複雑である。そのため、現時点において、基礎支援金及び加算支援金の世帯数を分けることができていない状況である。分析のためもう少し時間をもらいたい。

宮本しづえ委員

災害対策課長が述べたように、基礎支援金及び加算支援金を同時に申請する人がいるため整理が難しい。ただ、同時に申請する人だけでなく、いまだに住宅再建に手をつけられず申請ができない人も多くいると推測する。県として住宅再建の状況を把握し、支援の在り方を検討する必要がある。

ぜひ、基礎支援金及び加算支援金を分けた資料を委員会に提出願う。

満山喜一委員長

資料を請求したいが、どうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

満山喜一委員長

異議ないと認め、資料を提出願う。

宮本しづえ委員

被災者生活再建支援法に基づく支援の対象にならない世帯に対し、10万円を支給する県独自の支援がある。昨年度に1万1,400世帯以上の支給を見込んでいたが、5月末時点で9,669世帯となっており、残りは約2,000世帯となる。この2,000世帯について、多いと見るか少ないと見るか、県はどう分析するか。

災害対策課長

委員指摘のとおり、昨年の12月議会で被災者生活支援特別給付金が認められ、半壊及び床上浸水の被害を受けた人に対し、一世帯10万円の支給を市町村の協力の下で実施している。

阿武隈川あるいは大きな川での氾濫により甚大な被害を受けた福島市、郡山市、いわき市、須賀川市、相馬市、伊達市及び本宮市の7市において、申請の対象となる申請者の方が多かったことが支給の遅れた要因の一つである。また、床上浸水を新たに対象に含めたことにより、改めて罹災証明書の交付申請を行う人が増え、その調査に時間を要している。

宮本しづえ委員

災害救助法に基づく応急修理が3月11日時点で4,811件となっているが、この件数について説明願う。

借り上げ住宅に1,775世帯がいまだに生活している大変厳しい状況が続いており、生活や住まいの再建に取り組む支援が必要である。住まいへの支援が、被災者生活再建支援法に基づく支援金と災害救助法に基づく応急修理による住まいの再建である。しかし、応急修理の対象範囲が狭く、特に、量が水につかったら駄目になるにもかかわらず対象にならない

ことは不合理である。国の制度でできないのであれば、県が何らかの支援策を行う必要がある。また、畳のみの被害で申請を断った件数はどれくらいあるのか。

災害対策課長

災害救助法に基づく住宅の応急修理制度については、必要最低限の範囲を修理することになっており、畳においても床板の修理と併せて行う場合にのみ対象になる。また、畳だけの申請で断った件数については、市町村が申請の受付を行っているため把握していない。

宮本しづえ委員

実際には、畳だけの被害で応急修理が認められなかった事例があり、また、市町村によって対応もばらばらだったかもしれない。改めて、県に市町村の対応状況を調査願う。また、国に対して畳を応急修理の対象にするよう求めるとともに、県独自の支援を検討願う。

災害救助法で市町村は、トイレ、食事、ベッドを整備しなければならないとされており、県は、その整備に当たり補助制度を設けた。しかし、昨日、伊達市と南相馬市の議員から、その補助制度について分からないとの話があった。市町村に対して、改めて補助制度の周知を徹底する必要がある。

災害対策課長

5月臨時会において、委員指摘の補助制度が認められた。その後、すぐにテレビ会議により市町村への周知を行った。また、市町村の活用方法として、6月議会において特別に予算を準備する場合には、議決が必要になり、議員に補助制度の説明があると思うが、既存の予算と合わせた形で活用する市町村もあると聞いている。県としては、市町村に対し後づけの補助でもいいので、できるだけ早く整備するように説明している。

宮本しづえ委員

本宮市、伊達市梁川町及び郡山市などの商店街や事業所は、令和元年東日本台風で大きな被災を受けた。そのため、被災事業者に対してグループ補助金を適用する仕組みがつけられた。このグループ補助金において、被災事業者と現時点の補助決定数の関係はどうか。また、多くの被災事業者がグループ補助金により再建を始めているのか、いまだに再建ができない被災事業者が多いのか。

経営金融課長

グループ補助金の交付決定状況は、昨年11月の第1次公募から今年5月の第5次公募までの間に、400弱の事業者に対して68億円程度の交付を行った。また、申請に至っていない相談中の事業者は、100以上あり、今後も支援を続ける。交付決定件数及び相談件数の比率で見れば、一定程度の被災事業者がグループ補助金を活用して事業再建に取り組んでいると評価している。

宮本しづえ委員

実際に令和元年東日本台風で被災した事業者数を、県は把握しているか。

経営金融課長

被災した事業者数は、今年1月の災害対策本部の資料によると2,600事業者程度である。

宮本しづえ委員

今年1月の段階で把握している被災事業者の数が2,600事業者で、交付決定の400事業者と相談中の事業者を合わせて500事業者と見ても、全体の2割である。グループ補助金を使い再建に踏み出した事業者が2割というのは、非常に遅れており、再建が大変だということを表している。なぜ、この数字にとどまっているのか。私は、被災事業者数に対するグループ補助金の活用状況はもっとあると思っていたが、思いのほか進んでいない印象である。県として今の到達点をどう見て、今後どのような支援を行うのか説明願う。

経営金融課長

グループ補助金の推進については、各地方、地域で県職員が出向き申請相談を行っており、併せて、市町村を通じ募集

について周知を図っている。

昨年度、西日本での被災事業者のグループ補助金の申請割合は、全体の半分ぐらいであり、決して本県の利用割合が特別に低いとは理解していない。また、今年1月の段階で2,600事業者というのは、推計も含まれたものであり、正確かどうかは把握し切れていない。そのため、2,600事業者というのは、暫定的な数字と理解している。

宮本しづえ委員

2,600事業者がどこまで正しい数字か分からないとのことだが、私は、多分これ以上の被災事業者があり、まだ把握し切れていないと考えられることから、被災事業者のグループ補助金の申請件数はまだまだ少なく、申請を促進する対策が必要である。今も県庁内でグループ補助金の相談の部屋を設置するなど対策をしていると思うが、何がネックで申請が進まないのか。

経営金融課長

申請支援については、担当制で個別に相談に乗り、今回の申請に間に合わなかった場合には、切れ目なく次回につなぎ早期に申請してもらうよう努めている。また、地域などの商工団体、商工会、商工会議所がグループのリーダーになり、なるべく効率的にグループが組めるよう支援している。さらに、個別の相談に対しても、電話や直接相談に乗るなど申請及び交付決定に結びつけるようきめ細かな対応を行っている。

宮本しづえ委員

あの手この手でいろいろ行っているとのことだが、福島市の飯野町商工会のように商工会そのものが県の補助対象から外されるところもある。そのため、地域の商工会の体制が厳しく、地域内の商工業者の皆さんに目が届かない状況で、丁寧な支援が行き届いていないと考える。商工会に対する補助金を手厚くし、地域の商工業者を本格的に支援しなければ、2,600を超える被災事業者の再建もなかなか進まない。被災事業者が再建しなければ、県内の地域経済も活性化しないと考えられることから、商工会への支援を非常に重要な事業と位置づけて、取り組むべきである。要望である。

昨年度の令和元年東日本台風で一番大きな被害を受けたいわき市の夏井川の改修計画について、先日、被災者から意見を伺った。30か年の改修計画の取組について、この10年ほど手つかずになっており、河川敷は廃止されたような状況であった。そこに大雨が降り、水かさが上がったことで浸水被害を受けた。そのため、今回の被害も踏まえて、本格的な復旧工事を30か年の改修計画にこだわらずに行ってほしいとの要望を受けた。

そのときに、被災者から、この改修計画は大雨が降ったときに河川の水かさが満杯の状態でも維持できる計画だと聞いているとの話があった。また、本当に河川の水かさが満杯の状態ですす計画で大丈夫なのか、1mぐらい余裕がないともっと大きな雨が降った場合には、当然越水してしまうのではないかと心配していた。県がこのような説明をしたとすれば、どういう状況で大丈夫だと判断したのか説明願う。

河川整備課長

夏井川の改修事業については、これまでの河川整備計画に基づき、令和元年東日本台風で被災した流量に対応し、再度あふれることがない形で行う。また、満杯という話があったが、本当に満杯ぎりぎりということではなく、河道掘削を行い水位を下げ、再度あふれないように整備を進める。

併せて、破堤した箇所については、住宅地側まで護岸を貼り、隣接する堤防の民地側にはのり尻部に護岸を貼ることで堤防の強化を図る。

宮本しづえ委員

ただいまの説明と住民の受け止め方に少し食い違いがあるのかもしれない。しかし、住民は、一定の余裕を持った堤防の高さで対応しないと不安だという気持ちがあると思う。そのため、河道の改良により、どのくらい余裕高ができるかも含めて、もう少し丁寧な説明が必要である。

また、その改修で本当に対応が可能なのか。昨日、熊本県の球磨川が大雨により一気に増水し、堤防を越えた。タイムラインの機能が全く効かない状況となり、あれだけの被害が起きたことから、どれくらいの確率で堤防の高さを設定すべ

きなのか難しいと思われる。

ハザードマップは、千年に一度の確率で作成するが、全部のハード事業を千年に一度の確率で造ることは大変だということはある。しかし、被災者は、家を建てたいが同じ被害が再び起きるのではないかと心配があるため、不安解消のために丁寧な説明と対応が必要だと思う。もし、先ほどの満杯との話が住民の誤解だとすれば、もう少し丁寧な説明が必要である。

また、本会議において、市街化区域の中を流れる流域の部分には、川側だけでなく住宅側も含めて全面をブロックの補強で行ってほしいとの要望があると提起した。しかし、住宅側については、のり面の下の部分をブロックで行うとの答弁だったが、それだけで大丈夫か。

長野県にある国管理の千曲川では、水害が起きた市街化区域の流域の全面をブロックの補強で対応したと聞いた。なぜ、あれだけ被害を受けたいわき市において、全面をブロック貼りで行わないのかとの疑問がある。この対応の違いについて、国の事業と県の事業での違いか、国と県の予算の規模の違いか、一級河川と県管理の河川との違いなのか説明願う。

河川整備課長

今回、夏井川で破堤した原因は、越水した水により堤防が洗掘されたということが一番に考えられる。また、破堤箇所隣接する区間の民地側については、決壊の防止としてのり尻部をブロックで補強することが有効な方法と考える。

宮本しづえ委員

住民は、のり尻の部分だけのブロックの補強では心配であり、市街化区域の住宅がある箇所については、全面をブロックで補強してほしいとの要望がある。なぜ、復旧工事の対象から外れているのか。

河川整備課長

今回の夏井川の破堤は、越水した流水により堤防ののり尻部からの洗掘により起きた。それに対応する有効な手段として、のり尻部のブロックの補強を行うものである。

宮本しづえ委員

のり尻の部分ブロックで補強すれば大丈夫との説明ならば、同様の対応をした先例を住民に示すよう願う。また、国が相当頑丈な補強で対応するならば、県管理の河川についても住民の不安の解消につながる方法を検討願う。

もう1つ住民からの問題提起がある。夏井川は、激甚災害の対象として災害復旧を行う。しかし、夏井川の支流については、激甚災害の対象から除外され、一般的な災害復旧で対応となる。なぜ、夏井川の支流は激甚災害の対象にならないのか。夏井川の支流に対してもしっかりと対応しないと、平の町なか浸水するとの意見があるが、どうか。

河川整備課長

激甚災害については、全体的な指定であり、県として指定を受けている。今回、委員指摘の箇所は、夏井川助成事業として改良復旧事業を実施する。また、ほかの河川についても、災害復旧事業とともに、堤防の舗装などの強化を現地の状況を見ながら対応する。

宮本しづえ委員

説明の意味がよく理解できないが、激甚災害の対象箇所かどうかにかかわらず災害復旧をしっかりと行うということか。激甚災害の対象と対象でないものの違いについて、もう一度説明願う。

河川整備課長

例えば、激甚災害に指定された災害復旧事業では、国費の割合が多くなる。今回の夏井川と好間川の場合では、実際に壊れているところは全体の延長に対しそれほど多くはないことから、災害復旧助成事業ではあるが、一連区間の河道内の掘削を併せて実施する改良復旧事業として採択を受けて進めている。

激甚災害と改良復旧事業は必ずしもつながるものではなく、激甚災害の指定を受けることで国費がかさ増しされる。夏井川については、改良復旧事業ということで災害復旧と併せて一連区間を改修していく。

鈴木智委員

先ほどの説明において、箇所ベースまたは予算ベースで復旧事業と改良復旧がどのくらいあるのか比較できる件数はあるか。

次に、昨日も九州では大変な大雨が続いているが、50年に一度の大雨という表現が合わなくなっているため、別の表現を併せて使わないと県民の意識が麻痺してしまうのではないかと懸念がある。この点について、何か考えはあるか。

河川整備課長

先ほどの災害復旧事業に関係する箇所数は、助成事業が2か所で3河川となり、関連事業として7か所で5河川を予定している。

また、当部で住民に説明する際、何年の豪雨に対応できるようなという形で表現するように努めている。

今井久敏委員

住民は、そもそも災害復旧だけでなく改良復旧を大変望んでおり、天端の舗装、のり面やのり尻などの改修の要望がまだまだあると思う。例えば、両岸が決壊した谷田川では、現在、改良復旧を実施しているが、改良復旧はどのような条件が整えば実施してもらえるのか。

次に、一般質問でも述べたが、国は、本川対策を一生懸命行おうとしている。阿武隈川でいえば本川がしっかりしないと、幾ら支川を改修してもバックウオーターが起きるなど築堤管理が難しい。この点について、県は、県管理河川と本川の関係の中で、国にどう訴えていくのか。

先ほど鈴木委員も述べていたが、県管理河川の護岸工事や河道掘削などの内容が明らかになっていないと駄目だと思う。明らかになっているのであれば、分かる書類を示すよう願う。

河川整備課長

改良復旧事業については、災害復旧事業と併せて実施する。施設の被害の程度もあると思うが、災害復旧と併せて河川改修事業を行う。

例えば、今回の谷田川では、施設被害などもあるが、新たな河川改修箇所として国の補助事業を基に河道掘削、堤防、護岸及び天端舗装などの堤防強化を実施する。

河川計画課長

ただいまの答弁について、阿武隈川に関連するところを少し補足して説明する。改良復旧は、災害復旧と併せて改修を実施する事業と説明したが、今回の令和元年東日本台風の被害を踏まえ、県で緊急水災害対策プロジェクトを取りまとめ、河川改修を行う。その中で、改良復旧事業として、甚大な被害があった箇所について改修と併せて行う。

さらに、災害による被害はないが、越水などで改修の必要がある箇所については、一定区間の堤防の強化を行う。また、単発的なところで、堤防強化や河道掘削など必要な箇所があれば、2月補正に計上している。このように、台風被害を踏まえ、いろいろな形で河川改修を進めている。

次に、阿武隈川本川とそれに絡むバックウオーター区間については、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトを国、県及び市町村が連携して作成した。阿武隈川本川の直轄事業として、上流の遊水地の整備や河道掘削などを行い本川の水位を低下させる。さらに、県においても、堤防の強化やソフト対策として水位計の設置などで国と一緒にプロジェクトを進める。

今井久敏委員

流域全体として水害対策を推進するとの説明だが、ぜひ、国の対策プロジェクトと県の対策プロジェクトそれぞれ一生懸命行おう願う。また、住民に対して県のプロジェクトの全体像や計画の見直しを説明することが大切であり、説明がないと住民は不安を抱く。近い例でいうと、逢瀬川では、堤防強化や1mの築堤などの護岸工事、河川工事が進められており、今後、立派な状態になると思う。これですら、先ほどの阿武隈川の本川の関係で考えると、どこまで築堤すれば大丈夫なのかとの不安がある。まず、逢瀬川に関して、地域住民に令和元年東日本台風のような災害でも最低限雨がしのげるなどの説明を行い、それでも災害が起きる場合があるため、避難や防災などのソフト面の対策もしっかり行う。そういった地域住民に対する説明の機会や環境を整える必要があると思うが、どうか。

河川計画課長

委員が述べたことは、県としても十分考える必要がある。これまでも、工事の状況などをホームページに載せてきたが、先週の濁川の説明会のような現地での説明やSNSを使いプロジェクトの進捗状況を随時更新するなど、住民に安心してもらえるよう情報発信に努める。

宮本しづえ委員

阿武隈川緊急治水対策プロジェクトは、本川対策が本当に大きな課題である。国では、須賀川の浜尾遊水地の上流に3か所の遊水地を造る計画がある。実際に、この3か所の遊水地で本川の水を抑えることは厳しいと思う。

阿武隈川の流域で一番のボトルネックになっているのは、梁川の猿跳岩付近である。当該地で急に狭くなるため、そこに合流する塩野川や広瀬川ではいつもバックウオーターなどの水害が起きる。だから、本川の抜本的な対策をしないと地域の皆さんが安心できない。

現在、地域住民から、令和元年東日本台風の災害も踏まえ、梁川から太平洋に真っすぐ抜ける放水路やショートカットが必要ではないかと問題提起されている。べらぼうな計画だと思われるが、それぐらいのことを考えないと、猿跳岩が崩壊すれば一気に丸森で大水害が起きる。猿跳岩を取ってしまえということをお私たちとしては言えない。それならば、別なルートで抜くしかないという話である。ぜひ、国に問題提起したいと思うが、県としても検討したことはあるか。

河川計画課長

現在、国は、令和元年東日本台風の被害を踏まえ、現河川整備計画に基づく事業を進めている状況である。委員指摘の問題提起については、把握していない。